

# とっとりバイオフィロンティア化学物質管理規則

## 目 次

第1章 総則

第2章 管理体制

第3章 会議及び巡視

第4章 化学物質のリスクアセスメント

第5章 教育及び研修会

第6章 管理及び廃棄

第7章 その他

第8章 附則

## 第1章 総則

### (目的)

**第1条** この規則は、とっとりバイオフィロンティアの設置及び管理に関する条例（平成22年鳥取県条例第46号）第2条に規定するとっとりバイオフィロンティア（以下「当施設」という。）で取り扱う「化学物質」について、その使用、保管及び処分（以下「化学物質の管理」という。）に関する基本事項を定め、もって事故・災害の防止を図ることを目的とする。

### (適用範囲)

**第2条** この規則は、当施設を利用する各企業及び研究グループ等の実験室等使用者すべてに適用する。

2 当施設における化学物質の管理は、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、消防法（昭和23年法律第186号）、麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）、その他化学物質の管理について定める法律並びにこれらに基づく政令及び省令等（以下「関係法令」という。）の規定によるもののほか、この規則に定めるところによる。

### (遵守義務)

**第3条** 化学物質に関わるすべての責任は、使用者及び使用者の所属する各企業及び研究グループ等にある。

2 当施設は、化学物質管理体制を確立し、事故・災害を防止するために必要な措置を積極的に行う。

3 使用者は、関係法令、本規則を遵守するとともに、当施設の講ずる措置に積極的に協力し、事故・災害の防止に努めなければならない。

4 使用者が関係法令及びこの規則に基づいた化学物質の管理を適正に行わない場合、又はそのおそれがあると判断した場合、当施設は、当該使用者の化学物質の使用を禁止する。

### (定義)

**第4条** この規則において「化学物質」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 毒物及び劇物取締法第2条に規定する毒物、劇物及び特定毒物
- 二 労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）別表第3に掲げる特定化学物質
- 三 労働安全衛生法施行令別表第6の2に掲げる有機溶剤
- 四 労働安全衛生法施行令別表第9に掲げる通知対象物質
- 五 消防法別表第1に掲げる危険物
- 六 麻薬及び向精神薬取締法に規定する第2条に規定する麻薬及び向精神薬等

- 七 特定危険有害化学物質等（労働安全衛生規則第24条の15）
  - 八 その他、施設長が管理を行う必要があると定める物質
- 2 この規則において「使用者」とは、化学物質を使用する職員及び当施設利用者（開放機器利用者及びセミナー参加者等を含む。）をいう。

#### （化学物質保有状況調査）

**第5条** 当施設は年に1回、当施設に入居する各企業及び研究グループ等が保有する化学物質について、化学物質保有状況調査表に記入させ、調査を行う。

- 2 化学物質保有状況調査表は、統括管理者が管理する。

#### （化学物質管理年間計画）

**第6条** 第14条に掲げる化学物質管理委員会は、当施設における化学物質による事故・災害を防止するため化学物質管理年間計画を策定し、使用責任者に周知する。

- 一 化学物質管理委員会の開催
- 二 化学物質管理目標
- 三 リスクアセスメントの実施
- 四 職場巡視
- 五 教育及び研修

#### （組織）

**第7条** 当施設は、次の者を化学物質管理担当者として配置する。

- 一 施設長
- 二 統括管理者
- 三 使用責任者

## 第2章 管理体制

#### （管理単位）

**第8条** 化学物質は、各企業及び研究グループ等ごとに管理するものとする。

#### （施設長の責務）

**第9条** 施設長は、当施設における化学物質の管理を総括し、関係法令及びこの規則に基づき化学物質の管理について必要な措置を講じなければならない。

#### （統括管理者）

**第10条** 当施設における化学物質の適切な使用及び管理を支援・統括する者として、統括管理者を置き、施設長が指名する職員をもって充てる。

2 統括管理者は、危険物取扱者、毒物劇物取扱責任者の資格を取得もしくは取得見込みである者をもって充てる。

3 施設長は、統括管理者が化学物質管理を適正に遂行できるよう、知識取得の機会を与えなければならない。

#### (統括管理者の責務)

**第11条** 統括管理者は、次の各号に掲げる業務を支援・統括する。

- 一 当施設における化学物質の管理に必要な規則、手順、様式等の作成に関する事
- 二 化学物質による健康障害及び危険を防止するため、当施設に設置する設備に関する事
- 三 化学物質使用者に対する教育に関する事
- 四 化学物質使用者に対する化学物質の管理に係る指導及び助言
- 五 化学物質管理委員会の事務局
- 六 とっとりバイオフロンティア化学物質管理年間計画の作成
- 七 化学物質保有状況調査表の管理

2 統括管理者は、自らの責において、不在時等の代務者として統括管理補助者を任命することができる。

#### (使用責任者)

**第12条** 当施設を利用する各企業及び研究グループ毎に、化学物質管理を実行する責任者として、使用責任者を置く。

2 前項に定める各企業及び研究グループ等のうち、当施設の入居者は、その氏名・連絡先を施設長に報告しなければならない。

#### (使用責任者の責務)

**第13条** 使用責任者は、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 化学物質の管理について、関係法令を遵守し、事故・災害を未然に防止するため、必要な手順書等を作成すること。
- 二 化学物質の使用者に対し、前号の手順書等に基づき安全な取り扱い並びに適正な管理について指導すること。
- 三 保管する化学物質の種類、使用量等を把握し、整理・整頓に努めること。  
化学物質の取得を計画的に行い、保管期間の短縮、在庫の少量化及び使用の減量に努めること。
- 四 化学物質の盗難、紛失等の事故防止の措置を講ずること。
- 五 使用者に対し、化学物質の性状及び取扱いに関する情報(SDS : Safety Data Sheet)

- を開示し、化学物質が適正に使用されるよう指導すること。
- 六 実験室等の設備について、必要な日常の点検、検査等を実施すること。
  - 七 その設備が関係法令に適合しない実験室等では、化学物質の取扱いを禁止すること。
  - 八 実験室等について、飲食禁止の措置を講じること。
- 2 前項各号に掲げるもののほか、化学物質の保管、管理上の疑義、不具合が生じたときは、対処をすること。
- 使用責任者は必要があれば統括管理者と協議を行い、対処すること。

### 第3章 会議及び巡視

#### (化学物質管理委員会)

- 第14条** 当施設は委員会を設置し、1年に3回開催する。
- 当施設は、必要に応じて、臨時の委員会を開催する。
- 2 構成
    - 一 施設長
    - 二 統括管理者（議長）
    - 三 当施設の入居者の使用責任者
  - 3 統括管理者は、委員会における議事について記録を作成し、当施設の入居者の使用責任者に周知する。
  - 4 審議内容
    - 一 化学物質管理年間計画の策定及び進捗状況に関すること
    - 二 職場巡視結果に関すること
    - 三 ヒヤリハット・事故・災害の原因及び再発防止対策に関すること
    - 四 化学物質リスクアセスメントに関すること
    - 五 本規則の改廃に関する事項に関すること
    - 六 その他、当施設の化学物質管理に関し必要な事項

#### (職場巡視)

- 第15条** 統括管理者は、当施設の化学物質による危険・有害のおそれを早期に発見し、改善するため、定期的に職場巡視を行う。
- 2 統括管理者は職場巡視を行った場合、その結果を記録し、各入居企業等の使用責任者に報告する。そのうち、共有事項は化学物質管理委員会に報告する。

### 第4章 化学物質のリスクアセスメント

#### (使用責任者の行うべき調査等)

- 第16条** 使用責任者は、保有する化学物質について危険性又は有害性を調査しなければならない。
- 2 使用責任者は、前項の調査の結果に基づいて、関係法令の規定による措置を講ずるほか、使用者の危険または健康障害を防止するため必要な措置を講ずるように努めなければならない。
- 3 使用責任者は、調査を行ったときは、次に挙げる事項を、化学物質を取り扱う使用者に周知しなければならない。
- 一 当該調査対象物の名称
  - 二 当該業務の内容
  - 三 当該調査の結果
  - 四 当該調査の結果に基づき使用者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置の内容

#### (SDSの周知)

- 第17条** 使用責任者は、購入する化学物質とともに交付される化学物質等安全データシート(SDS)を使用者の見やすい場所に常時備え付け、使用者に周知しなければならない。

## 第5章 教育及び研修会

#### (新規入場時等の教育)

- 第18条** 使用責任者は、化学物質を取り扱う業務に新規に使用者に従事させるとき、次の事項についての安全教育を行なわなければならない。
- 一 化学物質の購入、使用、及び廃棄に関するルール
  - 二 化学物質の使用による健康障害及び環境への影響を防止するため必要な事項
  - 三 化学物質の使用に係る異常時の措置
  - 四 化学物質の規制に関する法令の内容

#### (研修)

- 第19条** 施設長は、前条に定める安全教育のほか、使用者に対し次の事項について安全教育を行うよう努める。
- 一 最近の化学物質の法改正等
  - 二 化学物質管理の能力向上
  - 三 その他必要事項

## 第6章 管理及び廃棄

### (毒物及び劇物等の管理)

**第20条** 毒物若しくは劇物を使用する各企業及び研究グループ等は、毒物及び劇物取締法第22条第5項の準用規定により、同第11条、第12条第1項及び第3項、第16条の2を遵守し、毒物又は劇物を適切に管理する。

- 2 毒物若しくは劇物を使用する各企業及び研究グループ等は、毒物及び劇物受払簿を備え、使用する毎に使用量を記入する。
- 3 使用責任者は、定期的に受払簿と毒物及び劇物の保管状況を点検し、現品と照合する。
- 4 使用責任者は、毒物若しくは劇物の漏洩、健康障害、紛失、盗難、その他の異常発生時には、直ちに統括管理者に連絡し指示を仰ぐ。

### (特定化学物質の管理)

**第21条** 労働安全衛生法に定める特定化学物質を取り扱う各企業及び研究グループ等は、以下の事項を遵守すること。本規則に定めのない事項については、特定化学物質障害予防規則（以下「特化則」と称する）の定めるところによる。

- 一 特定化学物質第一類物質又は第二類物質を取り扱う場合、特化則第5条に基づき、既設の局所排気装置を使用する。
- 二 特定化学物質第一類物質又は第二類物質を取り扱う実験室等は、特化則第24条に基づき関係者以外の立ち入りを禁止し、その旨を表示する。
- 三 特化則第38条の3に掲げる特別管理物質を取り扱う実験室等は、同号に掲げる掲示を行い、特化則第38条の4に基づき作業の記録を作成し保存する。
- 四 特定化学物質第一類物質又は第二類物質を取り扱う実験室等の使用責任者は、当該化学物質を常時取り扱う使用者に、特化則第39条に定める健康診断を受けさせなければならない。

### (有機溶剤の管理)

**第22条** 労働安全衛生法に定める有機溶剤を取り扱う各企業及び研究グループ等は、以下の事項を遵守すること。本規則に定めのない事項については、有機溶剤中毒予防規則（以下「有機則」と称する）の定めるところによる。

- 一 第一種有機溶剤又は第二種有機溶剤を取り扱う場合、有機則第5条に基づき、既設の局所排気装置を使用する。
- 二 有機溶剤を取り扱う実験室等は、有機則第24条に基づく注意事項等の掲示及び有機則第25条に基づく有機溶剤の区分の表示を行う。
- 三 有機溶剤を取り扱う実験室等の使用責任者は、当該化学物質を常時取り扱う使用者に、

有機則第29条に定める健康診断を受けさせなければならない。

#### (危険物の管理)

**第23条** 消防法に定める「危険物」を取扱う実験室等の使用責任者は、当該危険物の性状に応じた適切な作業手順を定め、爆発・火災による事故・災害を防止すること。

- 2 危険物の保管量は、施設全体として消防法で定める「指定数量」の20%を超えないものとする。
- 3 危険物は危険物保管庫で管理し、受払簿に使用量を記入する。保管庫より取り出す量は、必要量のみとする。
- 4 危険物を取り扱う場所では、火気、電気火花、高熱物等の管理を厳重にし、消火用設備を常備すること。

#### (麻薬及び向精神薬の管理)

**第24条** 麻薬及び向精神薬については、当施設を使用する各企業及び研究グループが、法に則り適正に管理すること。

#### (高圧ガス・液体窒素その他のガスの管理)

**第25条** 高圧ガス保安法に定める高圧ガス等の使用に当たっては、以下の事項を遵守する。

- 一 使用責任者は、高圧ガス等の受け入れ及び引き渡しを台帳に記入し、所在を管理する。
- 二 高圧ガス容器は一定の場所で管理し、原則として立てて固定する。
- 三 1年以内に1回、高圧ガス容器及び附属設備（配管、ホース、調整器）等の点検を実施する。
- 四 使用済み高圧ガス容器は直ちに供給事業者に戻却することとする。
- 五 その他、本規則に定めのない事項は、高圧ガス保安法の定めるところによる。

#### (処分・廃棄)

**第26条** 使用者は、化学物質及びその容器を処分する場合は、関係法令に定めるところに従い適切に行わなければならない。

- 2 使用者は、購入・入手した化学物質について可能な限り有効活用を図る。  
将来にわたり使用見込みのない化学物質及び内容が不明な物等は、専門の処理業者に委託する等により、迅速、かつ適正に処理しなければならない。

## 第7章 その他

#### (計画の届出)

**第27条** 施設長は、当施設内に局所排気装置等を設置し、若しくは移転し、又はこれらの主要構造部分を変更しようとするときは、その計画を当該工事の開始の30日前までに、米子労働基準監督署長に届け出なければならない。

(補則)

**第28条** この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、施設長が別に定める。

(所管)

**第29条** この規則は、施設長の所管とする。

(改廃)

**第30条** この規則の改廃は、化学物質管理委員会の承認を得て行う。

附則

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附則

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附則

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附則

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。